

グループ通算制度編

本レポートは、税制の動向を知りたいと考えている方を対象として、2019年12月20日の閣議決定された「2020年度税制改正大綱」から、グループ通算制度に関する内容を紹介しています。

1章 2022年4月以降の事業年度で適用に

(1) 連結納税制度の見直し(グループ通算制度)

2020年税制改正では、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行の連結納税制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」へ移行することとなりました(2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

(2) 納税主体等

連結納税制度	グループ通算制度
親会社が法人税の申告・納付を行う (各子法人は個別帰属額等の届出書を提出)	親法人及び各子法人が法人税の申告・納付を行う (個別申告方式)

(3) 適用法人

連結納税制度と同様に次の法人について適用されますが、グループ通算制度では、適用法人のすべてが青色申告法人であることが前提となります。

- ① 内国法人である親法人
- ② ①と完全支配関係がある全ての子法人(外国法人等を除く)

また、この新制度では、企業グループ内の各法人に電子申告義務が課されます。

(4) 事業年度

適用法人の事業年度は、連結納税制度と同様に、親法人の事業年度に合わせた「みなし事業年度」となります。

(5) 損益通算及び欠損金の通算

個別申告方式となるに伴い、損益通算・欠損金の通算の計算は、企業グループ内でプロラタ計算をすることとなりました。

<グループ通算制度の損益通算>

① 欠損法人の欠損金額の合計額※	所得法人の所得金額の比で配分(所得法人側で損金算入)
② 所得法人側で損金算入した金額の合計額	欠損企業の欠損金額の比で配分(欠損法人側で益金算入)

※ 所得法人の所得金額の合計額を限度

(6)開始・加入時の時価評価等

適格組織再編成と同様の適格要件に該当しない場合には、時価評価の対象となるとともに、繰越欠損金もグループに持込み禁止となります。また、新制度では親法人も時価評価等の対象となります。

2章 関連参考情報

2020年度税制改正大綱（2019年12月20日閣議決定）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf

(1)法人課税 3 連結納税制度の見直し(P47～)

(国 税)

連結納税制度を見直し、次のグループ通算制度へ移行する。

(1) グループ通算制度の基本的な仕組み

- ① 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。
- ② 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付についても所要の措置を講ずる。
- ③ グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。

(2) 所得金額及び法人税額の計算

① 損益通算

イ 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

ロ グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記イの所得の金額又は欠損金額とみなして上記イの損金算入又は益金算入の計算をする。

② 欠損金の通算

イ 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。

ロ 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。

ハ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額（欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。）で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。

③ 欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を帰属させるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果となると認めるときは、税務署長は、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しないことができる。

- ④ 通算グループ内の全ての法人について、期限内申告における所得の金額が零又は欠損金額がある等の要件に該当するときは、上記①ロ並びに②ロ及びハを適用しない。
- ⑤ 利益・損失の二重計上の防止投資簿価修正制度を次の制度に改組する。
- イ 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。
- ロ 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。
- ハ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株式について、株主において時価評価により評価損益を計上する。
- (注) グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人については、上記イからハまでを適用しない。
- ⑥ 税率は通算グループ内の各法人の適用税率による。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とする。
- (以下略)

(2) 関連資料のご案内

税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf

税制改正の大綱の概要

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/02taikou_gaiyou.pdf

令和2年度税制改正要望

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/request/index.htm

発行：2020年1月

— 以 上 —